

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第4 監査結果</p> <p>II 各論</p> <p>1 福祉局</p>		
<p>1. 10 地域福祉ネットワーク事業</p> <p>[指摘事項3] 補助金と委託料の扱いについて</p> <p>市として同様の事業において補助事業と委託事業が混在する形となっており、整理するべきである。</p>	<p>市においては、委託事業と補助事業に一定の役割整理を行い実施してきたが、指摘事項に基づき、R6年度からの当該事業については、委託事業と整理した。</p> <p>(福祉局)</p>	<p>措置済</p>
<p>1. 19 定期巡回サービス事業者参入促進（人件費補助）</p> <p>[意見18] 成果指標の設定について</p> <p>巡回サービスを提供する事業者を増やすことを目的として本補助金制度が創設された経緯を鑑みれば、具体的な事業者数の増加に関する目標を設定し、客観的な公金投入の効果を検証する必要がある。</p>	<p>本補助金は、事業所の新規参入増、長期・安定的な事業所の確保を目的としている。</p> <p>令和5年4月時点で、本市は23事業所が開設・運営継続中であるが、近隣の政令市と比較して最も多く、目的に対する効果が一定図られていると評価している。</p> <p>令和6年度の制度移行に伴い、定期巡回サービス事業者参入促進（人件費補助）については、令和5年度公募選定事業者を最後に、事業を終了するため、対応の必要性はなくなった。（補助期間：開設後1年）</p> <p>(福祉局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>1. 24 ①重症心身障害者日中活動支援事業送迎助成 ②要医療的ケア重症者生活介護看護師送迎支援加算事業</p> <p>[意見24] 補助金額について</p> <p>看護師の現状の賃金状況を勘案し、補助金交付金額の見直しを検討されたい。</p>	<p>令和6年度より、看護師の現状の賃金状況を勘案し、補助金増額の見直しを行った。</p> <p>(福祉局)</p>	<p>措置済</p>
<p>2 こども家庭局</p>		
<p>2. 1 こどもの居場所づくり事業補助金</p> <p>[指摘事項13] 補助率の適正化について</p> <p>当補助金は補助目的の早期実現を理由に2分の1を超える補助率を設定しているため、2分の1を超える補助率を適用する期限を定めるべきである。</p>	<p>補助制度を設けた当初は早期実現を目的として2分の1を超える補助率を設定し、おおむね目的を達成したところである。しかしながら一方で、現状の実施状況を踏まえ、今後も放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる「こどもの居場所」の継続的な設置や開催頻度が低い地域の拡大実施が必要であり、補助目的を十分に実現するために、引き続き妥当性を確認した現在の補助制度を継続することとする。</p> <p>(こども家庭局)</p>	<p>他の方法で対応</p>

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>2.13 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金</p> <p>[指摘事項18] 交付時期の適切化について 当補助金は、上期と下期の年2回に分けて交付することとしているが、令和3年度は同月に交付しており、実質的に年1回の交付となっている。年2回の交付とした趣旨に鑑み、上期と下期に分けて交付する場合にはそれぞれの期間の在籍人数が把握できれば補助対象者に申請書の提出を求め、速やかに交付するべきである。</p>	<p>令和5年度より年に一回の交付に制度を見直している。</p> <p>(こども家庭局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>2.22 神戸市事業所内保育施設整備事業補助金</p> <p>[意見55]補助金の廃止検討及び補助率見直しについて 待機児童が解消されつつある現在の環境において、本補助事業を継続することによる効果が低いと見られ、廃止を含めた見直しを検討されたい。 また、本補助事業を継続する場合においても、事業所内保育施設のニーズ及び期待される効果を踏まえ、補助率について見直す必要がある。</p>	<p>本補助事業は、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するものである。また、待機児童解消後も、住宅供給等により局所的な整備を行う必要があるため、市内全域ではなく、エリアを絞った上で、事業を継続していく。</p> <p>補助率は小規模保育施設の整備と同じ3/4としており、期待される効果を踏まえると、現行の補助率が妥当と考える。</p> <p>(こども家庭局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>2.31 地域子育て支援拠点事業運営費補助金</p> <p>[意見63]地域子育て支援拠点事業者に対する利用者の満足度調査について 民営の拠点については市が主導した満足度調査等は行っていないが、補助金支給対象事業者に対する利用者のニーズや不満を把握するため、公営と同様に市が主導した満足度調査等を実施する必要がある。</p>	<p>市が主催する満足度調査を令和6年4月に実施した。</p> <p>(こども家庭局)</p>	<p>措置済</p>
<p>2.33 すこやか保育支援事業補助金</p> <p>[指摘事項25] 補助金の適用対象について 神戸市すこやか保育支援事業補助金交付の特則に関する要綱第2条で適用対象を要支援子どもが「2人以上在籍していなければならない。」と規定しているが、1人のみの在籍でも補助金は支給されているため、早急に適用対象の検討を行い、要綱の改正などを行うべきである。</p>	<p>「2人以上在籍」は国庫補助の要件であり、本市においては1名在籍の場合も同水準で補助を行っていることから、「神戸市すこやか保育支援事業補助金交付要綱」の改正及び「神戸市すこやか保育支援事業補助金交付の特則に関する要綱」の廃止を行い、令和5年4月1日より適用した。</p> <p>(こども家庭局)</p>	<p>措置済</p>
<p>2.38 家庭支援推進保育事業運営費等補助金</p> <p>[指摘事項30] 選定上の根拠について 選定上の具体的な根拠を定めるべきである。</p>	<p>対象児童及び対象施設の要件を「家庭支援推進保育事業実施要綱」に位置づける改正を行い、令和5年4月1日より適用した。</p> <p>(こども家庭局)</p>	<p>措置済</p>
<p>[意見77]入所児童の処遇向上の確認の実施につ</p>	<p>令和5年4月1日より国事業に合わ</p>	<p>措置済</p>

令和4年度包括外部監査（監査対象：福祉局、こども家庭局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>いて 指導計画の作成及び計画的な保育の実施、定期的な家庭訪問など家庭に対する指導の実施状況まで確認するなど入所児童の処遇の向上が図られているか確かめる必要がある。</p>	<p>せて対象児童及び対象施設の拡大を行うとともに、対象施設に対しては、指導記録等を作成し補助申請時に提出を行うよう説明を行った。 （こども家庭局）</p>	
<p>2.44 病児保育事業賃借料等補助金 [意見96] 補助金額の妥当性の検討について 事業者ごとの病児施設の実態に照らして適切な補助であるか確認する必要がある。</p>	<p>病児保育の特性上、季節性感染症の流行の有無等により利用状況が大きく変動する中、本補助金により固定的経費に対する支援を行うことで、施設運営の安定化に寄与していることを立入調査において確認した。 （こども家庭局）</p>	<p>他の方法 で対応</p>
<p>2.45 病児保育予約システム補助事業補助金 [意見98] 成果指標及び目標値について 試行段階を経て、本格的に全施設へ導入する方針となったため、現在は明確な目標値を設定可能である。今後は適切に成果指標及び目標値を設定されたい。</p>	<p>予約システム導入施設数を成果指標とし、令和7年末までに8割の施設（22施設中18施設）での導入を目指す。 （こども家庭局）</p>	<p>措置済</p>